

矢作川総合第二期地区 変更事業計画書作成業務

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備 考											
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(履行確実性の達成 状況の確認) 第1-4条</p> <p>(一般事項) 第1-5条</p> <p>(管理技術者) 第1-6条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、国営矢作川総合第二期土地改良事業の変更事業計画に関し、用水計画案の更新、総事業費の更新及び変更事業計画書の更新等を行うものである。</p> <p>本業務の対象位置は、愛知県岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市市内である。</p> <p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等を示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等 <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示すもの以外の一般事項として、受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する部門は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="491 1818 1327 2047"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1818 740 1856">資格</th> <th data-bbox="740 1818 967 1856">技術部門</th> <th data-bbox="967 1818 1327 1856">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1856 740 2047" rowspan="5">技術士</td> <td data-bbox="740 1856 967 1895" rowspan="4">総合技術監理</td> <td data-bbox="967 1856 1327 1895">農業-農業土木</td> </tr> <tr> <td data-bbox="967 1895 1327 1933">農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="967 1933 1327 1971">農業-農村地域計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="967 1971 1327 2009">農業-農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="740 2009 967 2047">農業</td> <td data-bbox="967 2009 1327 2047">農業土木</td> </tr> </tbody> </table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木	農業-農業農村工学	農業-農村地域計画	農業-農村地域・資源計画	農業	農業土木	
資格	技術部門	選択科目											
技術士	総合技術監理	農業-農業土木											
		農業-農業農村工学											
		農業-農村地域計画											
		農業-農村地域・資源計画											
	農業	農業土木											

項 目	内 容			備 考
			農業農村工学	
			農村地域計画	
			農村地域・資源計画	
	博士	農学		
	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
(担当技術者) 第1-7条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。			
(配置技術者の確認) 第1-8条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>			
(保険加入) 第1-9条	受注者は、共通仕様書第1-37条に示される保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。			
第2章 作業条件 (参考図書) 第2-1条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書2-1条によるものとする。			
(貸与資料等) 第2-2条	本業務の貸与資料は次のとおりとし、これ以外に必要な資料がある場合には監督職員と協議するものとする。			
	分 類	貸与資料	数量	
	報告書	令和4年度 矢作川総合第二期地区 用水計画・営農計画策定ほか業務	1式	
		令和4年度 矢作川総合第二期地区 費用対効果算定ほか業務	1式	
		令和5年度 矢作川総合第二期地区 変更事業計画資料作成ほか業務	1式	
	その他	国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書	1式	
		国営土地改良事業矢作川総合第二期地区全体実施設計書	1式	
		国営事業土地改良事業計画書の記載方法（令和5年6月）	1式	
		その他必要資料	1式	

項 目	内 容	備 考																		
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 3 条	<p>第 2 - 1 条、第 2 - 2 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p>																			
(関連業務) 第 2 - 4 条	<p>本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた成果としなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="507 880 1318 1357"> <thead> <tr> <th>業務名 (予定)</th> <th>業務実施期間 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢作川総合第二期地区 受益面積ほか整理業務 (仮称)</td> <td>令和 6 年 5 月～令和 7 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>矢作川沿岸地区 河川協議資料作成業務 (仮称)</td> <td>令和 6 年 4 月～令和 7 年 2 月</td> </tr> <tr> <td>矢作川地域 営農計画 (案) 等策定業務 (仮称)</td> <td>令和 6 年 4 月～令和 7 年 2 月</td> </tr> <tr> <td>矢作川地域 長寿命化計画 (案) 策定業務 (仮称)</td> <td>令和 6 年 6 月～令和 7 年 2 月</td> </tr> </tbody> </table>	業務名 (予定)	業務実施期間 (予定)	矢作川総合第二期地区 受益面積ほか整理業務 (仮称)	令和 6 年 5 月～令和 7 年 3 月	矢作川沿岸地区 河川協議資料作成業務 (仮称)	令和 6 年 4 月～令和 7 年 2 月	矢作川地域 営農計画 (案) 等策定業務 (仮称)	令和 6 年 4 月～令和 7 年 2 月	矢作川地域 長寿命化計画 (案) 策定業務 (仮称)	令和 6 年 6 月～令和 7 年 2 月									
業務名 (予定)	業務実施期間 (予定)																			
矢作川総合第二期地区 受益面積ほか整理業務 (仮称)	令和 6 年 5 月～令和 7 年 3 月																			
矢作川沿岸地区 河川協議資料作成業務 (仮称)	令和 6 年 4 月～令和 7 年 2 月																			
矢作川地域 営農計画 (案) 等策定業務 (仮称)	令和 6 年 4 月～令和 7 年 2 月																			
矢作川地域 長寿命化計画 (案) 策定業務 (仮称)	令和 6 年 6 月～令和 7 年 2 月																			
第 3 章 業務内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条	<p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙作業項目内訳表に示すとおりである。</p> <p><作業項目表></p> <table border="1" data-bbox="528 1574 1294 1906"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 準備作業</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>(2) 用水計画案及び現況用水の更新</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>(3) 主要工事計画及び総事業費の更新</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>(4) 変更事業工期の検討</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>(5) 変更事業計画書の更新</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>(6) 変更事業計画書添付図面の更新</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>(7) 点検取りまとめ</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>(8) 公開用成果品の作成</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	作業項目	数量	(1) 準備作業	1 式	(2) 用水計画案及び現況用水の更新	1 式	(3) 主要工事計画及び総事業費の更新	1 式	(4) 変更事業工期の検討	1 式	(5) 変更事業計画書の更新	1 式	(6) 変更事業計画書添付図面の更新	1 式	(7) 点検取りまとめ	1 式	(8) 公開用成果品の作成	1 式	
作業項目	数量																			
(1) 準備作業	1 式																			
(2) 用水計画案及び現況用水の更新	1 式																			
(3) 主要工事計画及び総事業費の更新	1 式																			
(4) 変更事業工期の検討	1 式																			
(5) 変更事業計画書の更新	1 式																			
(6) 変更事業計画書添付図面の更新	1 式																			
(7) 点検取りまとめ	1 式																			
(8) 公開用成果品の作成	1 式																			
(作業の留意点) 第 3 - 2 条	<p>業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 2 - 1 条、第 2 - 2 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出</p>																			

項 目	内 容	備 考
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>典を明示するものとする。 (2) 計算結果等の取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。 (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について報告書に記載する。 (4) 公開用成果品の作成について、個人情報等の公開すべきでない情報は、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として作成すること。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(用水計画案の検討段階) 第3回 中間打合せ(総事業費等の検討段階) 第4回 中間打合せ(変更事業計画書案の検討段階) 最終回 成果品取りまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理責任者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>	
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p>	<p>本業務は、電子納品対象業務とする。 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p> <p>なお、書面における署名又は捺印の取扱い等については、別途監督職員と協議するものとする。</p>	
<p>(成果物の提出) 第5-2条</p>	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県安城市大東町22-16 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所</p>	
<p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第4-1条に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第7章 技術提案の 履行 (技術提案の履行) 第7-1条</p>	<p>(3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他。</p> <p>技術提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い履行を徹底するものとする。</p> <p>(1) 業務計画書提出段階 業務計画書提出段階には技術提案の内容を業務計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。 なお、対外協議、交渉等、受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 業務完了検査段階 業務完了検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。</p>	
<p>第8章 業務管理 (情報共有システムの 業務について) 第8-1条</p>	<p>本業務の情報共有システムの業務については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</p> <p>(2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p>	
<p>第9章 定めなき事項 (定めなき事項) 第9-1条</p>	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 準備作業	業務実施のための資料収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	1式	
2. 用水計画案及び現況用水の更新	<p>過年度業務で作成した矢作川総合第二期地区の用水計画案及び現況用水について、関連業務で整理する受益面積及び営農計画に基づき更新を行う。</p> <p>(1) 用水計画諸元及び現況用水諸元の更新 過年度に整理した用水計画諸元及び現況用水諸元を更新する。また、河川協議、当初計画及び変更計画の比較表並びに河川協議、当初計画及び現況用水の比較表を更新し、変更要因の整理を行う。</p> <p>(2) 計画及び現況水収支計算の実施 更新した用水計画諸元等により計画及び現況水収支計算を実施する。水収支計算は雨あり計算及び雨なし計算を行う。なお、作業に当たっては、過年度業務を参考に計画最大取水量や年間総取水量等に留意して検討を行う。</p> <p>(3) 用水計画案の更新 更新した計画水収支計算を用いて、変更事業計画における用水計画案の更新を行う。 結果について、当初計画及び河川協議と比較し変動理由を整理する。</p> <p>(4) 計画用水系統模式図及び現況用水系統模式図の更新 上記検討を踏まえて、変更事業計画書に添付する計画用水系統模式図及び現況用水系統模式図を更新する。</p>	1式 1式 1式 1式	
3. 主要工事計画及び総事業費の更新	<p>過年度業務で作成した矢作川総合第二期地区の主要工事計画及び総事業費について、令和4年度以降に実施した工事及び業務の施工実績や、関連業務で作成する施設長寿命化計画を踏まえて、以下のとおり更新を行う。</p> <p>(1) 主要工事計画の更新 過年度に整理した主要工事計画資料について、着工後の設計内容の変化等を踏まえて更新する。</p> <p>(2) 総事業費の更新 過年度に整理した総事業費資料(令和4年度単価)を令和6年度単価に更新するとともに、施工実績や関連業務の成果を反映させる。 また、関連事業である愛知県工業用水事業等との費用の切り分けを協定の案分費率に基づき行う。</p>	1式 1式	
4. 変更事業工期の検討	更新した主要工事計画、総事業費等を基に変更事業工期を検討する。	1式	
5. 変更事業計画書の更新	本業務及び関連業務で策定する受益面積、営農計画、用水計画等を基に、過年度業務で作成した変更事業計画書案について「国営土地改良事業計画書の記載方法」に基づき精査・更新を行うとともに、補足説明資料を作成する。	1式	

作業項目	作業内容	作業数量	備考
6. 変更事業計画書添付図面の更新	<p>関連業務で作成した GIS データと過年度業務及び関連業務で作成した添付図面を基に、ArcGIS を利用して「国営土地改良事業計画書の記載方法」に基づき下記の図面を更新する。</p> <p>なお、受益範囲の着色は、現計画と同様に概略受益範囲とする。</p> <p>(1) 現況平面図 (2) 計画平面図及び土地利用計画図 (3) 主要構造図（5枚程度を想定）</p>	1式	
7. 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	1式	
8. 公開用成果品の作成	作成した報告書を基に公開用成果品を作成する。	1式	